建築物エネルギー消費性能基準等における一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 28 年 10 月

第四章「暖冷房設備」第二節「ダクト式セントラル空調機」の一部を下記のように変更します。

変更前	変更後
Ver.04(エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)Ver.2.0)	Ver.05(エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)Ver.2.1)
第二節 ダクト式セントラル空調機	第二節 ダクト式セントラル空調機
1. 適用範囲	1. 適用範囲
本計算方法は、ダクト式セントラル空調機のエネルギー消費量及び最大出力について適用	本計算方法は、ダクト式セントラル空調機のエネルギー消費量及び最大出力について適用
する。	する。
ここで、ダクト式セントラル空調機とは、ヒートポンプを熱源とし、ダクト等により住戸	本節の計算方法は、ヒートポンプを熱源とし、専ら機外静圧を持った状態で運転されるこ
全体を空調するように計画された家庭用の空調設備をいう。	とを想定して、ダクト等により住戸全体を空調するように計画された家庭用の空調設備に
	適用する。なお、循環用送風機が室内機と一体として用意されていること。
(以下、略)	(以下、略)